
プロジェクト EFRAG ESRS-40a 公開草案への対応

項目 公開草案への対応

I. 本資料の目的

1. 本資料は、エフラグ（EFRAG）より 2026 年 7 月 23 日に公表された「会計指令第 40a 条に従った特定の EU 域外企業向け欧州サステナビリティ報告基準（ESRS for Certain Non-EU Undertakings in Accordance with Article 40a of the Accounting Directive）（以下「ESRS-40a」という。）」の公開草案（以下「ESRS-40a ED」という。）（コメント期限は、2026 年 10 月 31 日。）への対応を検討することを目的としている^{1,2}。
2. なお、コメントの提出に際しては、EFRAG よりオンラインにて質問票（Questionnaire）に対して回答することが要請されている。

II. これまでの経緯

EFRAG における検討の経緯

（企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の公表）

3. 2022 年に公表された企業サステナビリティ報告指令（CSRD）により、会計指令（Accounting Directive）等が改正され、会計指令第 40a 条において、EU 域内で相当程度の活動を行う特定の第三国企業に対するサステナビリティ報告（以下「第三国報告」という。）の制度が導入され、2028 年 1 月 1 日以後開始する報告期間からの報告が求められることになった。
4. 会計指令により、第三国報告に適用される報告基準は、欧州委員会（EC）の任命により EFRAG が開発し、EFRAG が EC に技術的助言を行うこととされている。EFRAG は、2024 年 10 月から 2025 年 2 月にかけて第三国報告向けの基準の開発作業を行っていた。

¹ ESRS-40a ED の原文は次の URL で入手又は閲覧可能である。ESRS-40a ED 及び意見募集にあたっての補足資料：<https://www.efrag.org/en/esrs-for-certain-noneu-undertakings-in-accordance-with-article-40a-of-the-accounting-directive>

² 基準名は、EFRAG の議論の過程では N-ESRS 又は ESRS-TC と呼称されていたが、2026 年 7 月 23 日の公開草案公表時に ESRS-40a に改められている。

(オムニバス法による CSRD の改正及び ESRS 簡素化の議論を受けた開発作業の一時停止)

5. EFRAG は、2025 年 2 月に開発途中の第三国報告向けの基準のドラフトを公表したが、オムニバス法による CSRD の改正及び欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の簡素化に関する議論が開始されたことを受けて、開発作業を一時停止していた。

(CSRD の改正及び簡素化 ESRS 案を受けた開発作業の再開)

6. その後、EFRAG は、CSRD の改正の確定及び簡素化 ESRS 案の EC への提出が行われた状況を踏まえ、簡素化 ESRS（2026 年 7 月 3 日に EC による委任法採択がなされている。）を出発点とする第三国報告向けの基準に関する議論を再開し、2026 年 7 月 23 日に ESRS-40a ED を公表した。
7. EFRAG により開発された基準は、EC が委任法として採択することが想定されている。第三国報告の開始時期は、CSRD の改正において変更はされておらず、2028 年 1 月 1 日以後開始する報告期間からとされている。

当委員会におけるこれまでの審議の状況

8. 当委員会では、これまでに ESRS-40a ED に対して、次のとおり審議を行っている。

サステナビリティ基準委員会	内容
第 71 回（2026 年 7 月 22 日開催）	・ EFRAG 第三国企業向け欧州サステナビリティ報告基準プロジェクトへの対応
第 72 回（2026 年 8 月 31 日開催）	・ コメントの方向性について
第 73 回（2026 年 9 月 15 日開催）	・ 指定された回答方式に従った場合の回答の方向性（選択が求められる質問に対する選択肢案及びコメントが求められる質問に対するコメントの骨子）

9. 第 71 回サステナビリティ基準委員会（2026 年 7 月 22 日開催）においては、事務局より、次のアプローチで ESRS-40a ED への対応を検討することを提案し、概ね賛同を得た。
- (1) 国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規第 4 条では、「IFRS 財団、ISSB 又は IASB 以外の団体から公表されたデュー・プロセス文書に対して、必要と認められる場合には、コメント・レターを提出する」とされている。この点、ESRS-40a ED は EFRAG から公表されるものであり、IFRS 財団、ISSB 又は IASB から公表されたものではない。また、確定した ESRS-40a の内容について、将来、SSBJ 基準に直接反映するものではない。

(2) しかし、次の点を考慮し、当委員会としてコメント・レターを提出することが考えられる。

- ① 我が国の企業グループが一定の条件を満たす場合、第三国報告の対象となり、ESRS-40a に従った情報開示が求められることになる。
- ② SSBJ 基準を適用する我が国の企業グループが、ESRS-40a に従った報告の対象となる場合、二重の報告による企業の負荷が生じることが懸念される。
- ③ 企業による報告の負荷は、SSBJ 基準の適用に伴う企業の負荷にも影響すると考えられることから、当委員会から EFRAG に意見発信することには一定の意義が認められる。

(3) また、当委員会から意見発信する際には、日本の基準設定主体の立場から、次の点に留意してコメントすることが考えられる。

- ① ESRS-40a ED の提案内容に対するコメントとする（EU 指令の内容など、EFRAG による意見募集の範囲外の内容についてはコメントしない）。
- ② SSBJ 基準を適用する我が国の企業グループ、具体的には金融商品取引法に基づいて SSBJ 基準に基づくサステナビリティ情報の開示が要求されている企業（以下「SSBJ 基準適用企業」という。）が、ESRS-40a に従った第三国報告の対象となる場合を想定したコメントとする。

10. 第 72 回サステナビリティ基準委員会（2026 年 8 月 31 日開催）において、事務局より、主に次の内容を含む ESRS-40a ED へのコメントの方向性について説明し、審議を行った。

- (1) SSBJ 基準適用企業が、ESRS-40a に従った情報開示を行う場合に生じ得る追加の負荷を軽減することに焦点を当てる。
- (2) SSBJ 基準適用企業が、ESRS-40a に従った情報開示を行う場合に追加の負荷が生じる可能性がある主な要因として、次が挙げられる。

① ESRS-40a と SSBJ 基準との基準差

ア. SSBJ 基準では要求されない開示が ESRS-40a により要求される場合、追加的な開示を提供するための負荷が生じる。

イ. SSBJ 基準と ESRS-40a の要求事項が類似しているものの完全には一致していない場合、調整の可否を検討し、必要に応じて調整を実施するための負荷が生じる。

ウ. SSBJ 基準では開示が要求されるが ESRS-40a では要求されない情報(例えば、リスク (R)、機会 (O)、レジリエンス (R) 及び依存関係 (D) (以下まとめて「RORD」という。)) の情報並びに財務的影響の開示) について、対応する開示を特定し、開示の削除や記載場所の再検討を行うための負荷が生じる。

② 混合アプローチの適用

混合アプローチは、グローバル・アプローチと比較して報告の対象範囲が限定されることにより、ESRS-40a に従った情報開示を行う場合の追加的な負荷の一部の軽減に資する可能性がある。一方で、混合アプローチの適用を選択する場合、適用要件(有意義な識別 (meaningful identification) の要件) や「欧州関連」の部分の特定などに関連して、追加的な負荷は生じる。

③ EU 法令への参照

EU 域外の企業である SSBJ 基準適用企業に対して、EU 法令の用語及び概念を理解した上で EU 法令を参照した開示要求に従うための追加の負荷が生じる。

(3) 追加の負荷を実際に軽減するために検討されるべき方法として、次の対応を提案することが考えられる。

① EFRAG による同等性評価を通じた、ISSB 基準及び ISSB 基準と整合する基準(SSBJ 基準を含む。)を適用する企業に必要な追加的な対応の明確化

② SSBJ 基準に従った開示を ESRS-40a に従った開示として用いる場合において RORD に関する情報が含まれていたとしても、インパクトに関する情報を覆い隠すものとして取り扱わないことの明確化

③ EU 法令への参照に関する提案の変更

11. 第 73 回サステナビリティ基準委員会 (2026 年 9 月 15 日開催) において、事務局より、第 72 回サステナビリティ基準委員会にて聞かれた意見を踏まえて、指定されている質問票の回答方式に従った場合の回答の方向性 (選択が求められる質問に対する選択肢案及びコメントが求められる質問に対するコメントの骨子) を提示し、審議を行った。審議では、一部の選択肢案に関して変更を提案する意見などをいただいたが、事務局の提案に対しては概ね賛同する意見であった。

12. 第 73 回サステナビリティ基準委員会にて聞かれた意見については、審議事項(1)-3 をご参照いただきたい。

Ⅲ. 本日の審議事項

13. 本日の委員会では、前回までの審議を踏まえ、EFRAG より指定された回答方式に沿った回答についてご審議いただきたい。また、審議の状況に応じて、EFRAG へコメントを提出することについてご了承をいただきたい。回答案及びその参考訳については、次の審議資料をご参照いただきたい。

(1) 指定された回答方式に沿った回答案（審議事項(1)-2）

(2) 指定された回答方式に沿った回答案（参考訳）（審議事項(1)-2 参考資料）

ディスカッション・ポイント

EFRAG より指定された回答方式に沿った回答案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

EFRAG へコメントを提出することについてご了承いただきたい。

以 上